

1 みどりを取り巻く課題

①ネットワークとなるみどりづくり

<改定趣旨>

* 豊島区のみどりは、さまざまな機能や人々の関わりが展開する「ネットワーク」を念頭におくことを踏襲し、新たな動向に対応することも含め、引き続きネットワークの充実に向けてを課題とします。

<本文の案>

都市環境の改善や生物多様性、防災性の向上など、みどりには様々な機能が求められています。個々のみどりの果たす機能には限界があり、庭先やベランダなどの身近なみどり、都市の骨格となる幹線道路の街路樹、学校、霊園など拠点となる大きなみどりが結ばれ、さらに豊島区内だけでなく隣接する区の公園などのみどりとも連続性が生まれることで、みどりの果たす機能がより発揮されていきます。

みどりのネットワークを構成する要素は、街路樹や河川沿いの並木のような帯状のみどりの他、点在する緑地や公園によるつながりも重要となります。そのため、従来通り幹線道路整備事業により街路樹によるネットワーク化を進めていくとともに、公共施設や建築計画等による新たな緑地を整備する際は、周辺のみどりとのつながりを考慮して、ネットワークを形成することが重要です。

また、みどりをつなげるだけではなく生物の生息・生育空間を広げるために、みどりのネットワークを充実させるための検討や、みどりに係わる人の繋がりを形成していくための人のネットワークの仕組みづくりを検討することが必要です。

②みどりの効果を発揮するまちづくり

<改定趣旨>

* 環境問題、防災性、生物多様性への配慮や、安らぎや交流の場づくりなど、都市や地域の課題と区民が求めることに対して、みどりの効果を活用して解決する持続可能な未来に向けた、環境と人に優しいまちづくりが必要であることを課題とします。

<本文の案>

地球規模での気候変動への対応が求められている中で、ヒートアイランド現象、ゲリラ豪雨等の都市気象に関する問題などが、日常生活においても問題視されています。区内では、想定し得る最大規模の降雨（総雨量 690mm、時間最大雨量 153mm）の場合、神田川沿いや山手通り沿いなどが浸水想定区域となっています（参考資料 1 P9 参照）。

みどりを増やすことで、緑陰の形成や植物の蒸発散作用によって低温域が形成されるなどの熱環境の改善や、緑地による雨水の貯留浸透を増やすなどの効果が期待されます。

また、みどりは生物が生息・生育するための基盤であり、みどりの基盤を増やすことが生物多様性の向上や都市に暮らす人々が生物と触れ合う機会をつくることにつながります。そして、生活に安らぎを感じるなどの情緒的効果や地域交流の場をつくる効果もあります。

さらに、豊島区は木造住宅密集地域（木密地域）が4割を占めており、木密地域では公園や街路樹などのみどりによる延焼防止対策が求められています（参考資料1 P10 参照）。公園・緑地等のオープンスペースは災害時の防災拠点としても重要な役割を担っており、^{にな}「協働のまちづくりに関する区民意識調査」（令和2年8月実施）においても、災害時にも有効な比較的規模の大きな公園を望む声が4割以上と高くなっています。本区では令和2年に「としまみどりの防災公園」をオープンしました。引き続き地域の実情を考慮しながら、防災機能を備えた公園の整備や避難所指定の学校のみどりによる防災性の向上、周辺区との連携、不燃化事業との連携などのみどりによる防災性の向上を検討する必要があります。

このような都市や地域の課題と区民が求めることに対して、多様な効果を生み出すみどりを保全・創出していくことが重要です。

③身近なみどりを広げ、ふれあう機会を増やす

<改定趣旨>

*みどりを増やし広げることに追加して、身近に憩える場所が求められることや、次世代に向けて「みどりを育む、伝える」環境教育やふれあう機会のPRが重要であることを記載します。

*緑被率は区全体では計画目標を達成したが地域的な偏りがあることから、きめ細かに多様な手法で緑化することや美しい景観形成が必要であることを追記します。

<本文の案>

近年の感染症の流行に伴い、私たちはこれまでの働き方や暮らし方の転換を経験し、テレワークなどの「新しい生活様式」の定着が進みました。今後も想定される局面に対して、リフレッシュの場となり季節を感じることができる身近なみどりや憩える場所の必要性がますます高まっています。

「協働のまちづくりに関する区民意識調査」（令和2年8月実施）では、多様な生きものが生息・生育できる環境づくりの現状の評価は、みどり・環境に関する生活環境の中で最も満足度が低くなっています。区民満足度を向上させるためには、日常生活の中でみどりや生きものとふれあえる機会を増やしていくことが必要です。身近なみどりは公園のみどりだけでなく、住宅地の庭木や生垣、道路の街路樹、学校等の施設の樹木、商店街のプランター緑化など、様々なみどりがあります。そのため身近なみどりを増やすための制度や支援、みどりに親しむための講習、次世代にみどりを育む大切さを伝える環境教育など、みどりを広げるための基盤づくりが重要です。

公共施設においても屋上緑化、壁面緑化など多様な緑化手法を用いて、都市の中の新たな自然環境の創出や美しいみどりの景観づくりを率先して行い、豊島区独自の緑化環境を整備・維持管理していくことが必要です。

④区民や多様な主体の協働によるみどりづくり

<改定趣旨>

＊地域特性に合わせた公園の利活用、民間緑地での活動、多様な主体との協働が重要であることと、活動の担い手の育成が必要であることが課題であげられます。

<本文の案>

区内のみどりの多くは民有地にあり、良好なみどり環境を維持・拡充していくためには区民や事業者等との協働が不可欠です。民有地の屋上・接道緑化に対する支援と、開発や建築行為における緑化計画によるみどりの確保を積極的に進める必要があります。

また、まちづくりにおいては、コミュニティ形成が重要になってきており、公園や校庭芝生化等の地域のみどり資源の維持管理における住民参加の仕組みづくりや、地域の特性に合わせた公園の利活用と民間緑地の活動なども、区民・多様な主体との連携が重要となります。そのため、みどりが持つ環境形成の必要性を区民・事業者等に広く啓発活動を行い、地域でみどりを管理・保全する仕組みづくりや活動の担い手を育成していくことが必要です。

⑤拠点となる歴史あるみどりと新たなみどりの維持保全

<改定趣旨>

＊歴史性あるみどりとともに、再開発で生み出された新たな資源となるみどりの良好な維持保全が重要となることを記載します。

<本文の案>

区内は大規模公園が少ない状況にあります。都市化が非常に進んでいる豊島区においては、新規にみどりの拠点となる大規模公園の整備を行っていくことは、財政上からも非常に困難です。そのため、区民要望、地域の実情等に基づき、公共施設の跡地の公園化などについて十分な検討を行い、計画的な公園整備を行う必要があります。

また、区内には学習院大学、雑司ヶ谷霊園、染井霊園などの古くから残るまとまった緑地が存在しています。これらのみどりは都市環境の改善効果のほか、豊島区の地域性や歴史性を残す自然環境資源としても貴重なものであり、良好な状態で次世代へ引き継いでいく必要があります（参考資料 2 P1 参照）。

その他にも、池袋駅周辺 4 公園や再開発で生み出された緑地などのまとまったみどりを有する地区は、良好な景観をつくる新たなみどりの資源としての維持保全が求められます。

⑥地域に愛され親しまれる公園にする

<改定趣旨>

＊利用が少ない公園、利用が集中している公園の運用方法を課題として記載します。

<本文の案>

本区は小規模な公園が多いことが特徴となっています。そのような公園を有効に活用するために中小規模公園活用プロジェクトの取組を実施し、多世代が利用する地域の交流の場として成果をあげています。一方で、公園の中には利用が集中しているところと少ないところが見られます。公園は地域にある貴重なみどりとオープンスペースであり、有効に活用され多様な利用により活発な活動の場となるように、地域のニーズを考慮した運営の仕組みが求められます。

また、豊島区は通勤、通学者等の流入人口が多いことが特徴です。そのため、公園利用者は地域住民だけではなく多くの来訪者も利用している状況です。公園の維持管理では近隣住民を中心にした公園ボランティアによる清掃活動も行われている一方で、利用方法についての苦情も多くなっています。公園が迷惑施設とならないように、地域住民だけではなく事業者や学生など多くの意見を取り入れた利用マナーの検討や、多くの人が参加する維持管理活動を行うことが重要となります。

さらに、公園の管理・活用において、平成 26 年 3 月に策定した「豊島区公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的に維持管理を行うとともに、地域団体との連携を推進し、地域コミュニティの拠点とすることが重要です。

2 基本理念

＜改定趣旨＞

＊基本理念は改定の視点を踏まえて追記しますが、**豊島区のみどりに関する不変的な理念として、引き続き継承することを提案します。**

＜本文の案＞

豊島区の土地利用形態は、大きくは住宅地と、駅を中心とする商業業務地に分けられます。そこには、居住者、通勤・通学者、来訪者など多様なライフスタイルの人々が共存しており、多くの外国人も暮らしています。こうした人々が、いかに快適な生活を送れるかということが都市の中では重要です。

都市生活の快適性を確保するためには、都市が備えるべき最も基本的な機能としての安全・安心確保を第一とし、これに加えて、“ゆとり”や“うるおい”、“ふれあい”といった質の面を考慮する必要があります。

みどりは環境の質に大きく貢献します。木々や草花は四季折々の表情を見せ、**生きものとふれあいや人と人の交流の場**となり、うるおいのある景観を形成し、生活環境にやすらぎをもたらします。また、みどりは、道路や建物の輻射熱を減らし、都市の気温を緩和したり、騒音をやわらげるなど多様な環境保全機能を持っています。

また、都市の中でみどりを増やしていくためには、都市形態、地域の特性、人とみどりの関係をよく理解した上で、みどりの空間を創出していくための施策が必要です。

こうしたことを前提に、以下のとおり計画の理念を定めます。

①都市にふさわしい質の高いみどり

＜改定趣旨＞

＊都市のみどり、身近なみどり、豊島区にふさわしい自然の定義が記載されています。改定では、**環境配慮、広域的な都市環境を担う視点を追記することを提案します。**

＜本文の案＞

地球規模での環境問題や頻発する自然災害が大きくクローズアップされる中で、多様な樹木や水辺などに生息する生きものが暮らしていける自然環境や公園・緑地等のオープンスペースの大切さが強く認識されてきています。

しかし、豊島区のように人口高密な市街地が形成された都市では、自然を限定的に捉えなければなりません。都市の緑地の大部分は、自然のままにまかせた空間ではなく、適正に管理された快適な場として存在しなければならないからです。そのため、深山や里山の自然とは異質なものとして捉える必要があります。

豊島区にふさわしい自然とは、人の立ち入りを拒むような自然ではなく、昔から人とともに生きてきた空間、人々が手を加え生活の場となっていた自然です。具体的には、家庭や事業所のみどり、身近な公園や緑地など生活に密着したみどりを中心となります。**それら**

個々のみどりが良好に保たれ繋がることで、様々な機能を発揮する都市の環境を担う^{にな}みどりとなることを目指します。



・都市の骨格となるみどり



・公園のみどり



・住宅街のみどり

②五感にうったえるみどりの空間

<改定趣旨>

*人とみどりの関わりについて記載されています。改定では、快適性や楽しさの他に、**安らぎ、季節を感じる、自ら及び共に行動すること**などの追記を提案します。

<本文の案>

都市の中のみどりは、常に人との関わりの中で存在しています。人との接点があるからこそ、みどりの存在意義が高まります。

人とみどりが共存し、関わり合いが続いていくためには、その空間が快適でかつ楽しくなければなりません。この快適性や楽しさは、空間の構図、感触、香りなどの人が五感をとおりて感じ取り、**安らぎや季節を感じる**などの空間の雰囲気とともに、**遊びや運動**などでその場を利用し、**自らの行動や共に活動する人**と人との関係から生まれます。

みどりを増やすときに、五感にうったえる様々な工夫を凝らし、その空間がよく維持管理され、利用者のマナーも守られている、こうした状態で人々に親しまれ快適で楽しい空間の創出を目指します。



・季節を感じるみどり



・快適さと楽しさを感じるみどり



・遊びや体験の場としてのみどり

③自然と人間の共生

<改定趣旨>

*委員会の意見「みどりの大切さを子どもたちに伝える」ことの追記を提案します。

<本文の案>

都市の自然を構成するみどりや水、そこをすみかとする多様な生物は、それを愛する人や息長く守り育てる人の存在があってこそ、後世へ伝えていくことができます。それには、人々が、みどりからうるおいやさまざまな恩恵を一方的に受けるだけではなく、雑草や落ち葉、虫の発生などを受け入れていかなければなりません。

そのため、多様な生物の生存を可能とするための土壌や水辺、みどりの環境などを守り育てる意識を区民が共有し、次世代を担う子どもたちにみどりの大切さを伝えるなど、生物やみどりなどの自然と人間の共生を目指します。



・都市の中での自然とのふれあい



・子どもたちの環境講座

写真出典：豊島区 HP

3 みどりの将来像

<改定趣旨>

* 現行計画で掲げる「みどりのネットワークを形成する環境のまち」の将来像は、今後 10 年間も実現に向けて、引き続き継承することを提案します。「みどりのネットワーク」の説明と広域的な都市環境を担う視点を追記します。

<本文の案>

みどりの将来像：「みどりのネットワークを形成する環境のまち」

一人ひとりが庭先やベランダなどでみどりを増やし、都市の骨格となる幹線道路の街路樹や、学校、霊園など拠点となる大きなみどりと結ばれることで、地域として広がり^{にな}と厚みのあるみどりや都市の環境を担うみどりづくりが実現します。

区民・事業者・区が相互に連携を深めながらみどりを増やすことで、点から線、線から面へとつながる「みどりのネットワークを形成する環境のまち」の実現を目指します。

みどりがつながることで、緑陰や風の道のネットワーク、エコロジカルネットワーク、防災、レクリエーション、交流など様々なつながりが形成されます。

<みどりのネットワークの説明の案>

■本区のみどりのネットワークとは

みどりをつなぐ

- 樹木、地表面、屋上・壁面緑化、水辺をつなぐ
- 身近なみどり・みどりの拠点をみどりの骨格・軸がつなぐ

快適性が広がる

- 緑陰ネットワーク、風の道
- 安らぎ・憩いの場
- 美しい都市景観・街並み形成 等

生物の生息空間がつながる

- 生物多様性の保全・再生
- 学校ビオトープと地域のつながり
- 生物とのふれあいの場 等

安全・安心がつながる

- 防災性の向上、延焼防止のみどり
避難経路と避難場所・防災公園のつながり
- 持続性の向上
雨水涵養・流出抑制、エネルギー消費軽減のみどり 等

にぎわいが広がる

- まち歩き・散策路のネットワーク
- レクリエーション利用
- 界索性・地域活性の場 等

人と人がつながる

- 区民・働く人・学ぶ人・来訪者の
出会いと活動
- 地域のコミュニティ交流の場
- 多様な主体が連携する活動 等

歴史がつながる

- 歴史ある自然資源の保全・活用
- まちのみどりの歴史伝承
- 保護樹木・保護樹林の保全 等

豊島のみどりを未来へつなぐ

- みどりの質と量ともに、良好に維持・向上して継承する
- みどりの大切さを伝え、自らがみどりに関わり行動する

以上の考えをもとに、豊島区が目指す「みどり」の将来像として、次の5項目を掲げます。

① つながりが広がる

庭先の身近なみどりから豊島区の骨格となるみどりまでがつながりをもち、人が安全で快適に生活でき、多様な生物も生育が可能なまち

➤ みどりのつながりが広がっていく

② まちが変わる

日常生活空間でふれあえる身近なみどりが連なるまち

➤ 身近なみどりがまちを変えていく

③ みんなで楽しみ育む

「みどり」のまちづくりをみんなで取組み、未来へつなぐまち

➤ みどりのある暮らしを楽しみ、みどりを育てていく

④ 地域の庭になる

寺社など古くから伝わる地域のみどりの拠点と、公園などのみどりの拠点がバランスよくあるまち

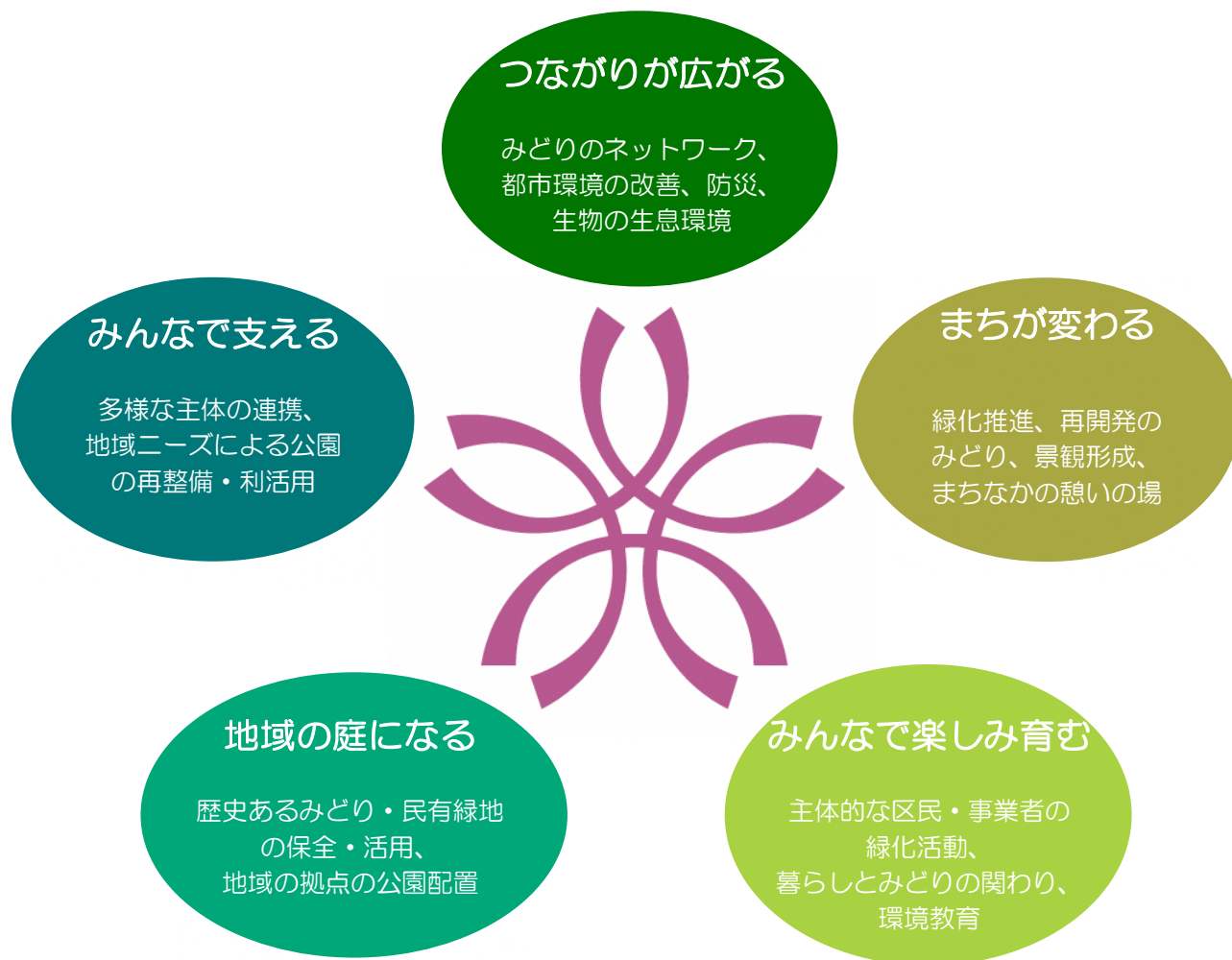
➤ みどり・公園を地域の庭として活用していく

⑤ みんなで支える

区民・民間・行政の協力のもとで、みどり・公園が美しく維持管理され、育っているまち

➤ みどり・公園をみんなで支えていく

みどりのネットワークを形成する環境のまち



4 計画の体系

- 課題① ネットワークとなるみどりづくり
 課題② みどりの効果を発揮するまちづくり
 課題③ 身近なみどりを広げ、ふれあう機会を増やす
 課題④ 区民や多様な主体の協働によるみどりづくり
 課題⑤ 拠点となる歴史あるみどりと新たなみどりの維持保全
 課題⑥ 地域に愛され親しまれる公園にする

- 基本理念① 都市にふさわしい質の高いみどり
 基本理念② 五感にうったえるみどりの空間
 基本理念③ 自然と人間の共生

将来像テーマ 「みどりのネットワークを形成する環境のまち」

- 将来像① 「つながりが広がる」
 将来像② 「まちが変わる」
 将来像③ 「みんなで楽しみ育む」
 将来像④ 「地域の庭になる」
 将来像⑤ 「みんなで支える」

基本方針 1	みどりのネットワークをつくる	・みどりの骨格軸から地域へ連携、風とみどりの道、生態系に配慮したネットワーク、学校のみどり
基本方針 2	身近にふれあえるみどりを広げる	・身近な公共・民有地の緑化推進、まちなかのみどりと憩いの場、グリーンインフラ、防災性、美しい景観
基本方針 3	みんなでみどりを育み、大切さを伝える	・区民参加、緑化活動支援、啓発事業・担い手の育成、活動のPR、ニーズ・評価の反映
基本方針 4	拠点となるみどりを増やし活用する	・地域の拠点となる公園配置、民有緑地の保全活用、市民緑地認定制度
基本方針 5	地域の人々に愛され、親しまれる公園を育てる（都市公園の管理の方針）	・公園の維持管理、利用管理、再整備、活用・運営、小規模公園の利活用

計画の目標

- みどりの維持と向上のための目標
 - 緑被率
 - みどり率
 - 緑視率
- 公園・緑地の拡大の目標
 - 公園の整備面積・公園面積率・1人あたり整備面積
 - 公園の再整備箇所数
- 公共施設の緑化の推進の目標
 - 緑化基準を満たす公共施設数
 - 街路樹設置道路延長の割合
- 民有地の緑化の推進の目標
 - 緑化計画による民有地の緑化誘導
- みどりの質や利活用の目標
 - みどりの満足度・公園の満足度
 - みどりとの関わり
 - みどりと景観との関わり

5 計画の目標

赤字：更新箇所

「みどりの基本計画」は、市町村が緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画です。都市緑地法第4条に規定される法定計画であり、基本計画に盛り込むよう法律で定められている項目のひとつに「緑地の保全及び緑化の目標」の設定があります。

目標としては、緑の将来像や緑地の確保目標水準を設定する総量目標（緑被率、公園面積など）と、緑地を整備、保全するための成果目標（みどりの質や利活用に係わるものなど）を設定します。

（１）目標の達成状況

「豊島区みどりの基本計画」（平成23年3月・平成28年3月見直し）では、庭先のみどりと都市の骨格となる幹線道路の街路樹や大学、霊園などの拠点となる大きなみどりを結ぶ「みどりのネットワークを形成する環境のまち」の将来像を目指して10年間の計画期間の中で達成すべき数値目標が設定されており、達成状況は以下のとおりとなっています。

目標達成状況

（平成23（2011）年度→令和2（2020）年度）

- 緑被率（P14）・・・・・・・・・・目標達成（目標13.0%→最新値13.2%）
東京23区のうち19位
- 緑視率（P16）・・・・・・・・・・目標達成（緑視率25%以上の地点が5箇所増）
- 公園の整備面積（P17）・・・・・・・・目標未達成（目標24.5ha→最新値23.8ha）
区民ひとりあたりの面積は23区中最下位
区面積あたりの公園数は上位（23区中4位）
- 緑化基準を満たす公共施設数（P19）・・目標未達成（目標80%→最新値75%）
- 街路樹設置道路の延長（P19）・・目標未達成（目標80%→最新値79%）

（２）目標の設定

みどりへの評価は量だけでなく、みどりの質や利活用に関する区民の満足度も重要であることから、新たな目標を設定します。

計画目標の案（概要）

（目標年度：令和 14（2032）年度）

- 緑被率（P14）・・・・・・・・・・ 13.2%→目標値 13.3%
- 緑視率（P16）・・・・・・・・・・ 緑視率 25%以上の地点を増やす
- 公園の整備面積（P17）・・・・・・・・ 23.8ha→目標値 25.4ha
- 緑化基準を満たす公共施設数（P19）・・ 75%→目標値 86%
- 街路樹設置道路の延長（P19）・・・・ 79%→目標値 87%
- 緑化計画による民有地の緑化誘導（P20）

＜新たな目標＞

- みどり率（P15）・・・・・・・・・・ 14.1%→目標値 14.3%
- 公園の再整備箇所数（P17）・・・・ 既存公園を適宜部分的改修及び全面改修
（年間 2 公園以上）
- 「みどりの満足度」「公園の満足度」を設定（P20）
- みどりとの関わり（P21）・・・・ **みどりの活動場所を増やす**
- みどりと景観との関わり（P24）・区内の自然資源や生垣、芝生の日常的な手入れなどを通じた良好な景観の維持に努める

1）みどりの維持と向上のための目標

1)-① 緑被率

平成 9（1997）年度まで減少を続けた緑被率は以降増加傾向となり、令和元（2019）年度の調査では、区全体の緑被地の面積は 172.1ha、緑被率は 13.2%（※1）となっています。近年の増加の主な要因は既存樹木の生長に伴うもので、特に街路樹において、道路整備による街路樹整備、街路樹の生長によって面積が増加しました。また、学校等の施設の新設に伴う屋上緑化の新規整備により、屋上緑化面積が増加しています。

大学や霊園などのまとまった緑を保全するとともに、都市計画道路の整備や、開発におけるオープンスペースの緑化、地区計画などの地域が一体となった緑化の推進により緑を確保することによって緑被率の向上を目指します。

※1 豊島区緑被現況調査報告書（令和 2 年 3 月）による。

【目標】

- 現状の維持・保全を目標とし新たな緑化の創出に努めることで、緑被率を 13.3%とします。



※令和3年度の緑被率 13.2%は豊島区緑被現況調査報告書（令和2年3月）による。
 ※区面積の 0.1%は 13,010 m²。

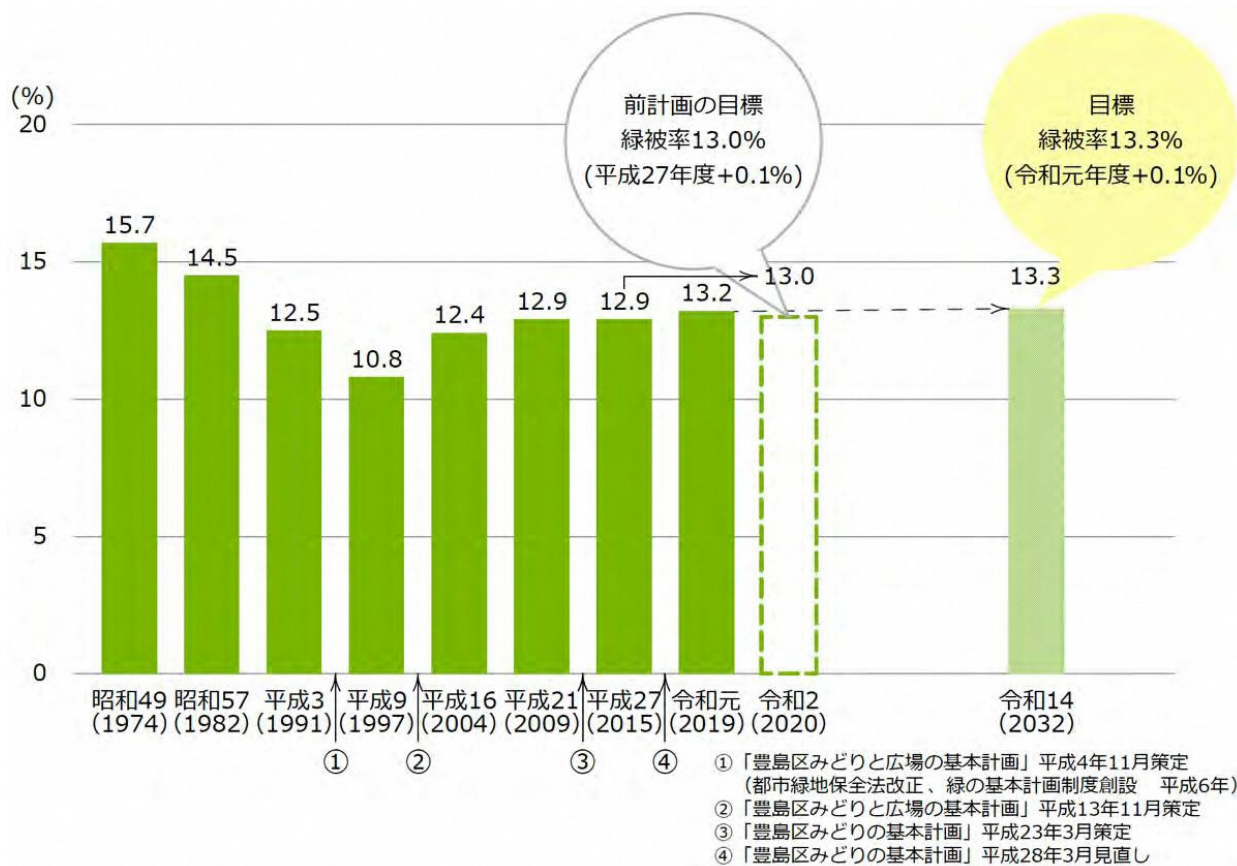


図 緑被率の推移と目標

1)-② みどり率

＜新たな目標＞

現行計画の目標にある緑被率には、公園内の緑のない広場や河川などの水辺は含まれていません。

今後は、緑で覆われた部分だけでなく、オープンスペースの活用が豊島区らしいみどりづくりにおいて重要となります。

東京都では、従来の緑被率に「公園内で樹林等の緑で覆われていない面積の割合」などを加えた「みどり率」が指標とされており、「みどり率」を新たな達成すべき数値目標とします（参考資料3参照）。

【目標】

- 現状の維持・保全を目標とし新たな緑化の創出に努め、目標のみどり率を14.3%とします。



※令和 3 年度のみどり率 14.1%は豊島区緑被現況調査みどり率調査報告書(令和 3 年 3 月)による。
※区面積の 0.2%は 26,020 m²。

※「みどり率」とは、従来の「緑被率」に「公園内で樹林等の緑で覆われていない面積の割合」と「河川等の水面の占める割合」を加えたもので、ある地域における公園、街路樹（環境施設帯を含む）、樹林地、草地、農地、宅地内の緑(屋上緑化を含む)、河川、水路、湖沼などの面積がその地域全体の面積に占める割合であり、東京都の緑化指標となっています。

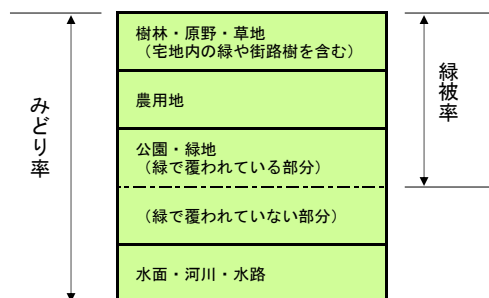


図 みどり率と緑被率の関係

資料：「東京都が新たに進めるみどりの取組」（令和元年 5 月 東京都）

1)-③ 緑視率

緑視率で把握できるみどりの量は、まちの景観の印象につながります。緑視率が高くなることにより、みどりの豊かさを実感できると考えられます。

平成 27（2015）年度の調査では、調査地点 103 箇所（※1）中 16 箇所が緑視率 25%以上でしたが、令和元年度の調査では、103 箇所中 21 箇所が緑視率 25%となり、緑視率 25%以上の地点が 5 箇所増えています。

※1 令和元年調査より、前回調査時の状況と大きく改変した造幣局跡地 4 地点を除く

【目標】

- みどりを多く感じる、緑視率が 25%以上の地点を増やします。

※「緑視率」とは、人の視野内に占めるみどりの量の割合をいいます。国土交通省の研究の結果では緑視率が 25%を超えるとみどりが多いと感じはじめることがわかっています。



図 緑視率の例（豊島区内）

資料：豊島区緑被現況調査報告書（R2.3）

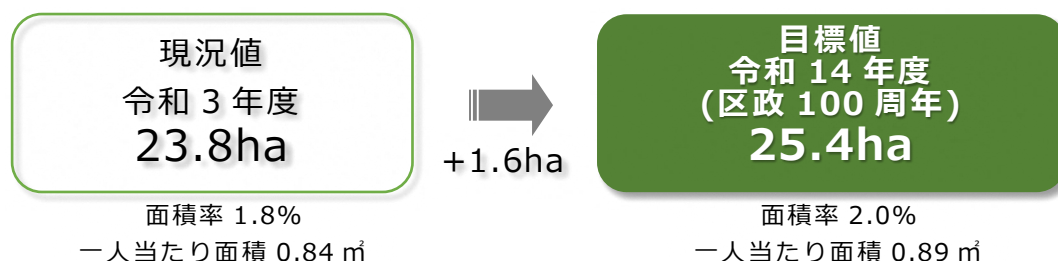
2) 公園・緑地の拡大の目標

2)-① 公園の整備面積

小さな公園が多い豊島区の現状を踏まえ、小規模な公園と地域の拠点となる公園をバランス良く配置し、地域活動の場とします（参考資料 4 参照）。

【目標】

- 学校などの跡地を有効的に活用し、区政施行 100 周年の令和 14（2032）年度までに公園整備面積を 25.4ha とします（期間内目標整備面積 1.6ha）。
- 令和 14（2032）年度までの計画期間内の目標値は 1 人あたり公園面積 0.89 m²/人（想定人口 28 万 4 千人）とします。



※令和 3 年度の 23.8ha は豊島区都市公園等現況図（令和 3 年 1 月）による。（P18 参照）

※目標値は現行計画の令和 14 年度（区政 100 周年）の目標数値を引き継ぐものとする。

2)-② 公園の再整備箇所数

<新たな目標>

既存の公園について、拠点となる公園はもとより、身近にある小さな公園においても利用者が満足して利用できるよう、誰もが集い、憩う、魅力ある公園として、地域の多様なニーズに対応した再整備を行っていきます。

【目標】

- 公園面積の増加だけでなく、既存公園（166 箇所）の安全で快適な部分的改修を適宜行います。また、公園の魅力向上を図る全面改修も行います。全面改修の再整備箇所数を目標とし、年間 2 公園以上を目指します。



・公園と隣接の区民ひろばをつなぐデッキ整備（西巣鴨二丁目公園）



・ワークショップにより地元のニーズを踏まえた憩いの場の整備（上り屋敷公園）



資料：豊島区 HP

■ 参考：豊島区の公園整備状況等の推移

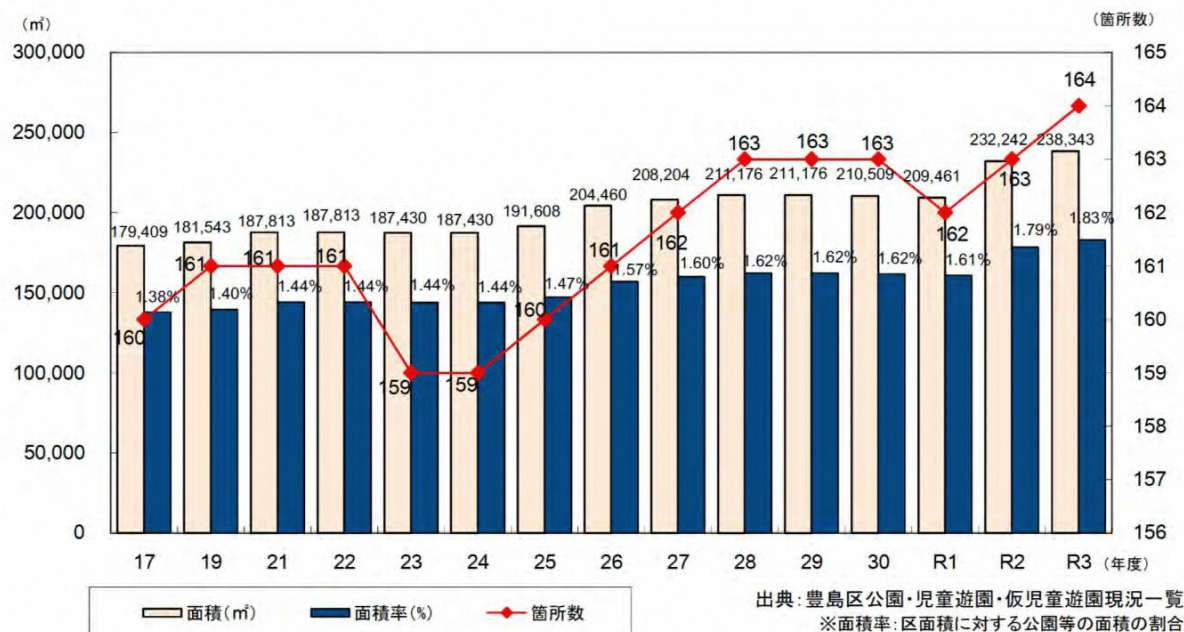


図 公園等（児童遊園、仮児童遊園、庭園含む）の整備状況の推移

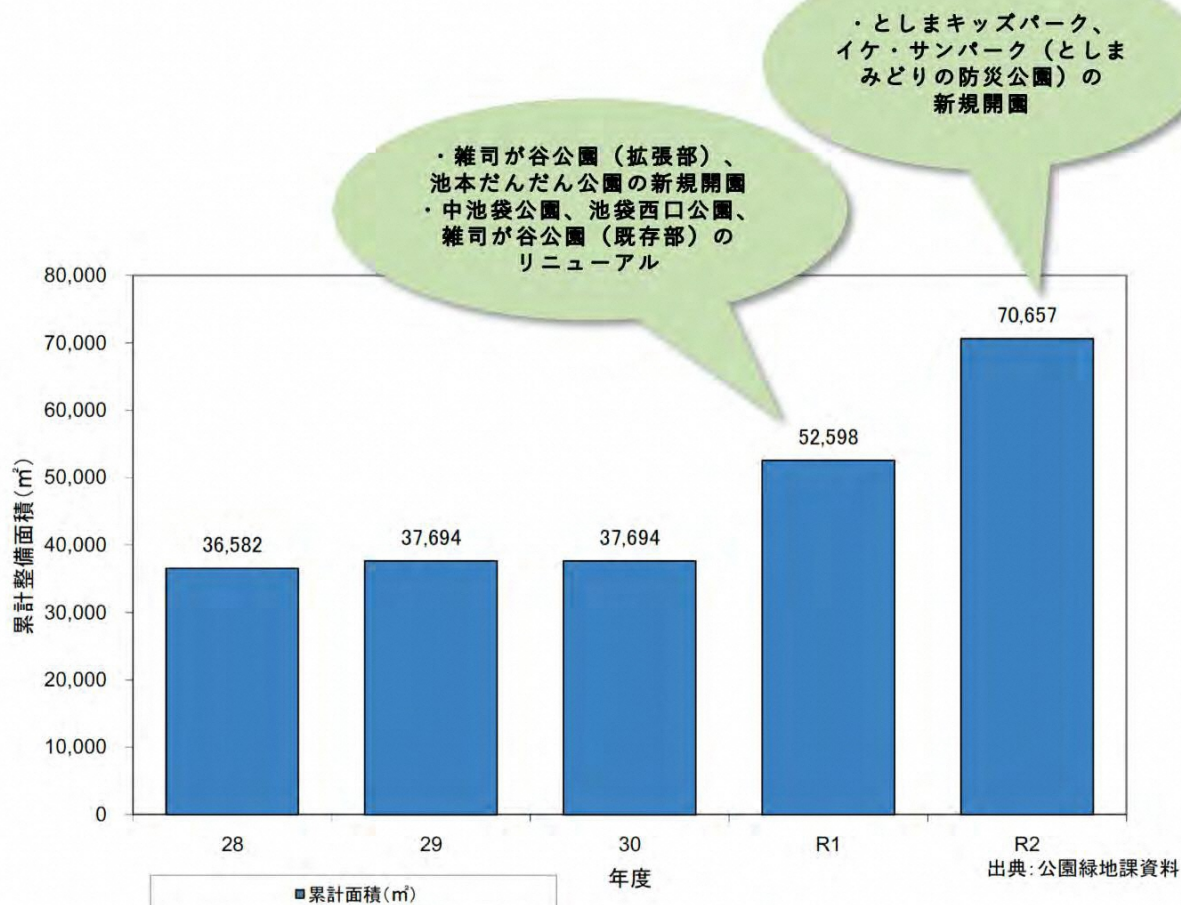


図 公園の新設・改修面積の推移

3) 公共施設の緑化の推進の目標

3)-① 緑化基準を満たす公共施設数

みどり豊かなまちづくりを進めていくうえで、公共施設は地域の緑化モデル、推進の核となる役割があり、積極的に緑化を推進します。

【目標】

- 令和 3（2021）年度の公共施設の地上部の緑化状況は、約 75%（116 施設）が「豊島区みどりの条例」で定める公共施設緑化基準を満たしています。令和 14 年度には施設の安心・安全に配慮しつつ、86%（134 施設：+18 施設）以上の施設で公共施設緑化基準を満たします。



※令和 3 年度の 75% は令和 2 年度末時点での調査値による。

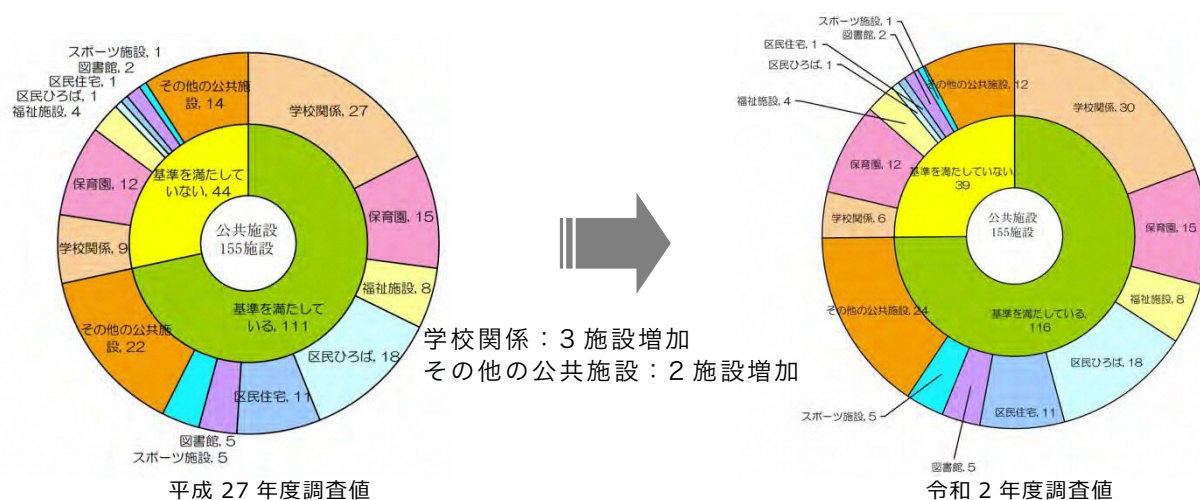


図 公共施設の地上部緑化状況の推移

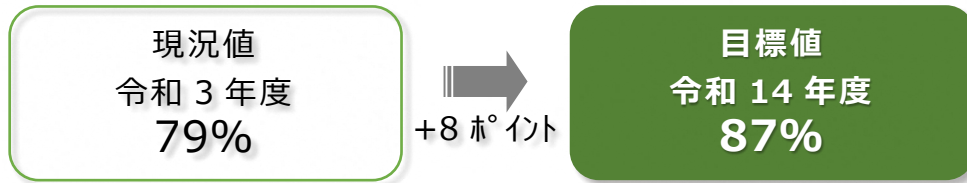
資料：豊島区

3)-② 街路樹設置道路の延長

道路の緑には、人にうるおいや安らぎを与えるほか、都市環境の改善や、美しい都市景観の創出、安全で円滑な交通に寄与し、災害時の火災などからひとを守る防災機能など、様々な役割があります。

【目標】

- みどりのネットワークの骨格軸となる幹線道路の街路樹整備を推進します。
- 街路樹が設置可能な道路における街路樹の設置割合を 87%に増やします。



※街路樹のある区内道路総延長(幅員 10m 以上)34,383.30m。計画延長 43,545.37m。
 $34,383.30 / 43,545.37 = 0.7895 = 79\%$



・グリーン大通り



・劇場通り



・明治通り（千世登橋）



・目白通り（目白小学校前）

資料：豊島区 HP

4) 民有地の緑化の推進の目標

4)-① 緑化計画による民有地の緑化誘導

区では「豊島区みどりの条例」に基づき、建築行為などを行う場合に緑化の基準を定めています。敷地面積と建ぺい率により一定の面積を緑化する他、既存樹木の保全や道路沿いの緑化、屋上緑化などを行うことにより、効果的に緑を創出することができます。

【目標】

- 豊島区みどりの条例に基づく緑化計画により良好な緑化を誘導します。

5) みどりの質や利活用の目標

5)-① みどりの満足度

<新たな目標>

みどりは美しい街並み、景色を形成する要素として、季節感を感じ、心に安らぎを与える役割があります。これからは緑の量を増やすだけでなく、みどりと関わる暮らしを誰もが楽しむことができ、みどりの豊かさを実感できる「みどりの質」の向上を目指すことが豊島区らしいみどりづくりにおいて重要となります。

そこで、今後に向けて、みどりと公園などに関する区民の意識調査の定期的な実施、及び web による区民アンケートなど、客観的なデータをストックするとともに

に、それをもとに新たな目標として、「みどりの満足度」「公園の満足度」を設定します（参考資料 5 参照）。

【目標】

- 身近なみどりに関する区民の満足度を測る指標として「みどりの満足度」を設定します。
- 公園の利用、活動に関する区民の満足度を測る指標として「公園の満足度」を設定します。

5)-② みどりとの関わり

<新たな目標>

区民一人ひとりが「街並みづくりに自分に関わる」という意識をもち、みどりをみんなでつくり、育て、考える「みどりを楽しむ暮らし」を実践していくために、多様な主体との連携により、みどりを育むための活動の継続、拡充、ならびに新たな取組を行うことが重要です。

【目標】

- みどりの活動場所を増やします。

本区では、以下のような区民や公民連携による主体的な活動が行われています。

【区民が主体となる活動】

■協定花壇（40 団体・43 箇所 令和 3 年現在）： **拡 充**

公園などの公共的な場での緑地や花壇の管理を地域のグループで行う「豊島区公園等みどりの協定」を結び、地域のみどりを育て、守るための活動の場を増やします。

- 区内の公園、児童遊園、緑道、歩道、遊歩道、駅周辺で活動



・協定花壇

資料：豊島区 HP

■みどりのボランティア、活動団体に取り組む事業： **継 続**

- 豊島のみどりを守り豊かなまちづくりのための活動（公園など公共用地、屋敷林のみどりを区民の手で守り、育む活動）
- 街並みの緑化事業（事例：南大塚バラロード）
- 歴史的遺構が残るエリアのまちづくり活動（事例：巣鴨・庚申塚エリア活性化事業）
- 千川上水公園の再生及び巣鴨庚申塚周辺のまちづくり活動）
- 公園清掃ボランティア など



・都電沿いの街並み緑化事業（南大塚バラロード）

資料：豊島区 HP

【公民連携による活動】

■中小規模公園活用プロジェクト：継続

区内に点在する小さな公園をもっと過ごしやすく、楽しめる公園へ変えていくための取組を行っています。公園の特性と立地を活かし、身近にある小さな公園について区民と一緒に考え、地域コミュニティの場として活用することを継続していきます。



・「井戸端かいぎ」：地域住民との公園利活用と再整備についてのワークショップ



・西巣鴨二丁目公園でのワークショップによる施設の整備



・上り屋敷公園でのモバイル遊具（自由に動かして遊ぶことのできる遊具）の試験的導入



・パークトラック（ドリンクや菓子を提供、図書館の本や絵本を搭載など）の試験的導入



・ワークショップによるデザイン、花植えを行った西巣鴨二丁目公園での花壇づくり



・「井戸端かいぎ 巣鴨公園をみんなで育てよう」から発展した有志の会と町会によるイベント「みずてっぽうおにごっこ」の様子

【区が主体となる活動】

■プレーパーク事業：継続

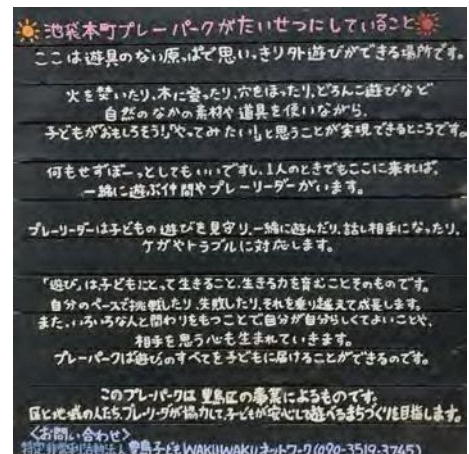
プレーパークとは、「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーにした遊び場です。遊びを通じて、創造性、協調性、自主性を育み、健全な心身の発達を促すことができる場として継続していきます。

常設プレーパーク：池袋本町公園

子どもたちが楽しく遊べるように配慮し、行動に目を配り、一緒に遊ぶ「プレーリーダー」が常駐する



・池袋本町プレーパークの落ち葉遊びの様子



・「池袋本町プレーパークが大切にしていること」説明板

出張プレーパーク：区立公園、保育園、子どもスキップ、区民ひろば など



・南長崎はらっぱ公園での樹木を利用した遊びの様子



・目黒第一保育園でのダンボール遊びの様子



・旧高田小学校校庭での木工遊びの様子



・としまセンタースクエアでの「大きなものをつくってあそぼう」の様子

地域の歴史や文化を現在に伝え、人々に親しまれてきたみどりを、地域の大切な資源として次世代へと引き継いでいきます。区と住民、事業者など関係者が一体となって緑の保全と緑化、維持管理を実施することにより、地域の人と人との繋がりが醸成することを目指します。

【目標】

- 区内に残る貴重な巨木や保護樹木などの自然資源や生垣、芝生の日常的な手入れなどを通じて、良好な景観の維持に努めます。



・鬼子母神の大イチョウ



・保護樹林第1号（鬼子母神）



・学習院のツバキの生垣



・駒込育ちのソメイヨシノ苗木の手入れを行う様子

6 基本方針

本区のみどりを取り巻く課題、基本理念、みどりの将来像に基づいて、以下の基本方針を示します。

1 みどりのネットワークをつくる

街路樹や河川沿いの帯状のみどりや、大学や霊園、池袋駅周辺 4 公園などの拠点となるみどりに加えて、身近な地域のみどりをつなげることで、みどりのネットワークを形成していきます。さらに隣接区の骨格となるみどりともつなげることで、みどりの果たす機能を効果的に発揮していきます。

みどりのネットワーク形成にあたっては、みどりを単につなげるだけでなく、夏場の緑陰や風の道などの都市環境の改善のためのネットワーク、生物の生息空間のネットワーク、散策や歴史探訪を楽しむためのネットワーク、学校と地域のみどりのつながりなど、目的を明確にしたネットワークの形成を行っていきます。

(P27・28 参照)

2 身近にふれあえるみどりを広げる

日々の暮らしの中で、季節を感じ憩える場が身近にあることは重要です。身近なみどりを広げ、生きものとふれあえる機会を増やしていくために、様々な場所への積極的な緑化ときめ細かな施策を推進し、都市の中の新たな自然環境の創出や美しいみどりの景観づくりを展開します。

さらに、みどりを広げることで、防災・減災、雨水の地下浸透など、みどりの多様な機能を活用して安全性やグリーンインフラ*の効果を高めていきます。

*グリーンインフラ：みどりの多様な機能を活用して都市や地域の課題を解決する持続可能で魅力あるまちづくりを進める考え方です。

3 みんなでみどりを育み、大切さを伝える

区民の一人ひとりが遊び場やみどり、身近な環境のことを考え、自ら創造していくとともに、区民や多様な主体、行政が連携してみどりをつくり、守っていくことが大切です。そのための仕組みづくりや、みどりに関わる活動の担い手を育成し、みどりを育む大切さを伝える施策を展開します。

また、みどりに関する区民の意識や活動状況などを把握して、本計画の目標の評価を行うとともに、区民ニーズを反映した取組を実施します。

4 拠点となるみどりを増やし活用する

本区はまとまった規模の公園や空地が少ないことから、地元の要望や地域の実情に基づいて地域の拠点となる公園の整備を検討し、既存公園の機能との連携や分担も考慮しながら計画的に配置していきます。

みどりの拠点である学習院大学、立教大学、雑司ヶ谷霊園、染井霊園のみどりは、地域性や歴史性を残す自然環境資源として良好な状態で保全し、次世代へ引き継いでいきます。また、池袋駅周辺 4 公園を新たなみどりの拠点として位置付けて、まちのにぎわいの資源となり、様々なみどりの機能を展開します。

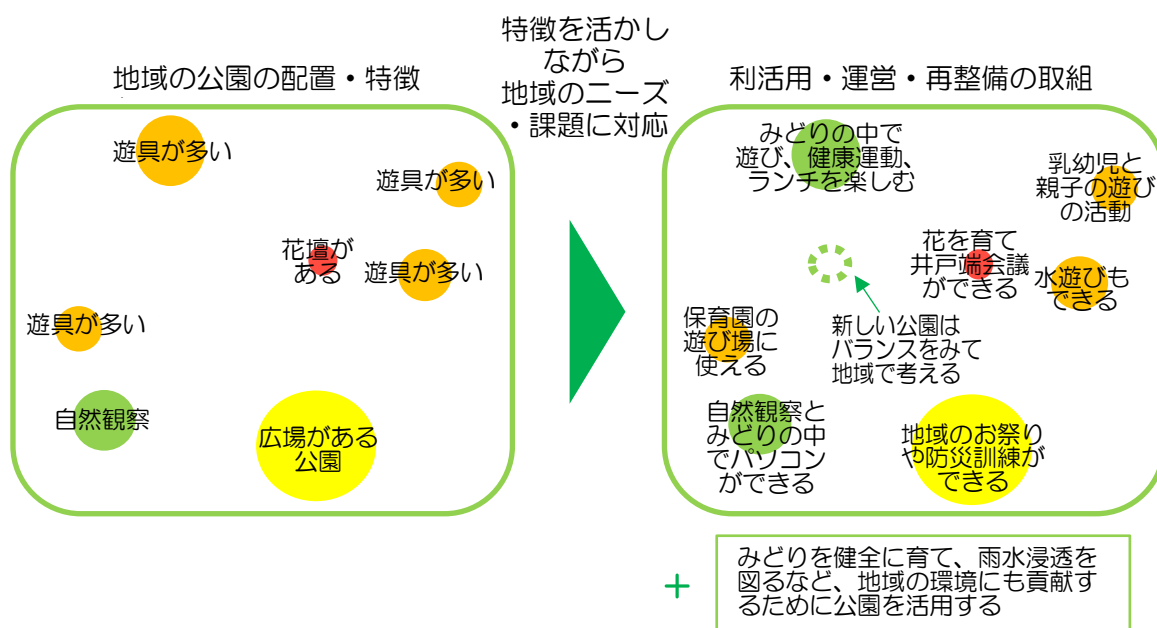
さらに民有緑地の保全・活用を図る制度や仕組みづくりを行います。

5 地域の人々に愛され、親しまれる公園を育てる

地域の人々が積極的に関わり、愛し、親しむことで、身近にある公園が多様な利用と活動の場となり、交流とにぎわいの場となります。そのために、計画的な維持管理を行うとともに、地域団体や事業者など多様な主体との連携を推進し、公園が地域コミュニティの拠点となる施策に取組みます。小規模公園が多い本区の特徴を活かし、中小規模公園活用プロジェクトとも連携しながら、地域に複数ある公園がまとまって効果的に機能を発揮する利活用と運営方法を検討し、必要に応じて地域課題に対応した再整備を行う（仮称）「パーク・グリーンインフラ」の取組を推進します。

また、地域住民だけではなく事業者や学生など多くの意見を取り入れた利用マナーの検討や、多くの人が参加する維持管理活動を行います。

■（仮称）「パーク・グリーンインフラ」の取組のイメージ



隣接区とのみどりのネットワーク図

- 隣接区とのみどりの連携により、公園・緑地の配置を補完したり、風の道の連続性、幹線道路のみどりや散策路の連続性、生物生息空間のネットワークの確保、災害時の防災機能の連携などが考えられます。



豊島区 将来ネットワーク図



*1 豊島区都市づくりビジョン (R3.4)による位置づけ

7 施策体系

赤字：改定案（現行計画の追加修正箇所）

基本方針		施策	施策ごとの取組
1	みどりのネットワークをつくる	1) 風とみどりの道の形成 （みどりの骨格軸・みどりの軸の形成）	●緑陰ネットワーク・風の道、まちあるき・歴史探訪のネットワーク、広域ネットワーク ①池袋副都心軸のみどりのネットワーク化の推進 ②都市計画道路整備によるみどり軸の形成 ③既存道路の再整備等による快適な歩行者空間の創出 ④神田川側道の桜並木の保全・活用 ⑤谷端川の緑地の維持管理 ⑥都立霊園のみどりの保全・活用
		2) 学校と地域のみどりのネットワーク	①地域と連携した学校の森の育成（環境教育の推進） ②学校の校庭芝生化 ③学校の屋上緑化・壁面緑化の推進 ④学校の緑縁空間づくり
		3) 生態系に配慮したネットワークの形成	①みどりと水の保全・創出とつながりの確保（環境基本計画における生物多様性地域戦略に基づくエコロジカルネットワーク）→改定版環境基本計画：自然環境保全・創出、公共空間のみどりの保全・再生・創出、地域が参加するみどりのまちづくり ②生態系に配慮した公園づくり ③学校教育でのビオトープづくり
2	身近にふれあえるみどりを広げる	1) 公共施設の緑化	①公共施設緑化の推進 ②公共施設の緑地管理 ③グリーンインフラの効果を高める方法の検討と実施 ④生きものとふれあうみどりづくり
		2) 民有地の緑化	①指導・協議による緑化 ②壁面緑化による指導内容の充実 ③接道緑化助成 ④屋上緑化・壁面緑化の啓発と助成 ⑤保護樹木・樹林・生垣の指定 ⑥みどりの協定の推進 ⑦大規模民間施設の建築物の緑化推進 ⑧緑化推進制度の活用 ⑨緑化重点地区の活用 ⑩公開空地等の緑化の質の向上 ⑪都市緑地法による緑化基準の検討
		3) あらゆる都市空間の緑化推進	①立体的な緑化の推進 ②季節を感じるみどりと憩いの場づくり（街角スポット） ③都電敷の緑化 ④グリーンインフラの効果を高める雨水の地下浸透の促進
		4) 都市の防災性を向上するための緑化	①防災性向上に配慮した緑化の推進 ②生垣化の促進
		5) みどりによる美しい景観づくり	美しい街並み景観形成の推進（みどりのフォトコンテスト等）
3	みんなでみどりを育み、大切さを伝える	1) 区民参加によるみどりのまちづくり	①区民参加によるみどりの空間づくり ②区民参加によるみどりの空間の管理 ③「としま生きものさがし」の実施 ④みどりを育む体験学習の実施 ⑤（仮称）「窓辺グリーンプロジェクト」（ベランダ・窓辺のガーデニング）の推進
		2) みどりの啓発事業の推進	①緑のカーテンづくりの推進 ②緑化講習会の開催 ③生物多様性に関する観察会の実施 ④落ち葉等のリサイクルの促進 ⑤緑化情報の発信 ⑥みどりの名所を巡るルートづくり ⑦みどりの基金の充実 ⑧交流都市と連携したみどりの拡大 ⑨染井よしの発祥地としてのPR ⑩活動参加を促進するPRの推進
		3) 区民や事業者の主体的な緑化活動支援	①みどりのボランティアや活動団体への支援の促進 ②区民、区内企業・大学等緑化活動の事例紹介（多様な主体と連携した緑化） ③相互交流の機会創出（地方との苗・木材の交換による相互交流等） ④みどりを育む担い手の育成
		4) 区民ニーズ・評価を反映する仕組み	区民・来街者の意識調査と利用実態調査の実施
4	拠点となるみどりを増やし活用する	1) 地域の拠点となる公園の配置	①地域での計画的な配置 ②今後整備する公園等の検討 ③池袋駅周辺4公園のみどりの拠点化
		2) 民有緑地の保護・保全・活用	①社寺・大学等の樹木・樹林保全の制度の充実 ②民有緑地の地域住民による保護活動の検討
		3) 市民緑地認定制度の導入	市民緑地認定制度導入の検討
5	地域の人々に愛され、親しまれる公園を育てる	1) 公園の維持管理（都市公園の管理の方針）	①公園施設長寿命化計画等に基づく施設の点検と計画的な修善 ②清掃・花壇管理ボランティア及び小広場の自主管理の仕組みの再構築・普及啓発 ③高木の大規模剪定等の中長期計画を検討
		2) 公園の利用管理（都市公園の管理の方針）	①安全・安心で、快適な利用のための管理 ②他分野と連携した利用占用の対策 ③利用マナーの意見交換会の実施（公園ごとに利用者が話し合い、区と利用者が確認しながら利用上のトラブルを解決） ④利用促進PRと利用情報の発信方法の検討と実施
		3) 公園の再整備	（仮称）「パーク・グリーンインフラ」の推進（地域の課題への対応と公園の役割を相互補完し、地域で幅広い楽しみ方ができる整備）
		4) 公園の活用・運営（都市公園の管理の方針）	●（仮称）「パーク・グリーンインフラ」の推進 ①中小規模公園プロジェクトの充実 ②地域コミュニティの拠点となる活用・運営の仕組みづくり ③立地特性を生かした公民連携、Park-PFIの導入（地域の実情に合った公園の活用・運営の検討・推進）

■参考：主な取組のイメージ

写真出典（*）：豊島区 HP

1 みどりのネットワークをつくる



緑陰ネットワークとまちあるきのネットワーク
の充実（劇場通り 等）（*）



地域と連携した学校の森育成の
継続
学校内・周辺の環境を題材にした
環境教育の充実
（長崎小 等）（*）



生態系に配慮した公園づくり
の継続
（南長崎はらっぱ公園 等）（*）

4 拠点となるみどりを増やし活用する



池袋駅周辺 4 公園をみどりの拠点として
位置付けて、環境配慮、レクリエーショ
ン、にぎわい、防災などの機能を連携して
発揮（南池袋公園 等）（*）



市民緑地認定制度の導入を検討

- ・民有地の緑地空間を充実して公開し、自ら管理
- ・空き地に緑地を創出し、地域活動の場として活用

（出典：市民緑地認定制度活用の手引き 国交省）



2 身近にふれあえるみどりを広げる



公共施設の生きものとふれあう
みどりづくりの推進
（豊島区役所豊島の森）（*）



街角のみどりと憩いの場の
充実
まちのミニ防災拠点として
も役立つ
（区内辻広場）



都電敷の緑化の継続
（東京さくらトラム（都電
荒川線））



グリーンインフラの効果を高める
雨水地下浸透の促進
（事例：道路脇を利用した雨庭）
（出典：グリーンインフラの推進について
国交省）

5 地域の人々に愛され、親しまれる公園を育てる



区内公園の情報アプリを活用して利用
案内を充実
（出典：HP PARKFUL）



中小規模公園活用プロジェクトの継続
（巣鴨公園 等）（*）

3 みんなでみどりを育み、大切さを伝える



（仮称）「窓辺グリーンプロジェクト」の推進

- ・窓辺で花を育てることで街ゆく人も楽しめ、緑視率も向上
- ・玄関先で花とみどりを育て、季節感ある街並み景観に貢献
- ・ベランダでみどりを育てて楽しむ（*）



みどりを育む担い手育成の取組を
推進（*）



（仮称）「パーク・グリーンインフラ」の推進

- ・公園の現状や利用したいことなどを地域で意見交換
- ・ニーズを踏まえ地域の課題にも対応し、幅広い楽しみ方が
できるようリニューアル
- ・地域コミュニティの拠点となる活用、運営の仕組
みづくり

（西巣鴨二丁目公園）（*）